

去る12月6日（月）に、本組合職員（56歳 男）が令和2年8月23日（日）の深夜に女物の下着を盗んだ容疑で逮捕され、窃盗罪で12月17日（金）に起訴されました。

全体の奉仕者たる公務員としてあるまじき行為であり、住民の皆さまに深くお詫び申し上げます。

本組合職員に対して綱紀粛正の徹底を通知し、皆さまの信頼回復に努めてまいります。

令和3年12月27日

木津川市精華町環境施設組合

管理者 河井 規子